

福島県警察捜査嘱託犬審査会の受審資格等について

福島県警察では、鼻の捜査官である捜査嘱託犬（警察犬）を募集しています。
興味のある方は是非お申し込み下さい。

受審資格

- 1 指導手及び所有者の受審資格は、下記のとおりです。
 - ア 福島県内に居住していること
 - イ 警察犬を使役する技能及び体力を有すること
 - ウ 警察からの出動要請に応じて出動が可能であること
 - エ 反社会的勢力との関わり合いがないこと
- 2 受審犬の犬種、血統は問いません。ただし、次の受審資格を満たす必要があります。
 - ア 福島県内で
 - ・ 個人が所有し飼育中の犬
 - ・ 警察犬の養成を目的とする団体及び協会の公認訓練士資格を有する者（公認訓練士）が所有者から借り受けた犬のいずれかであること
 - イ 警察犬の養成を目的とする団体や協会で定めた基本訓練を終了し検定試験に合格した犬（※）であること
 - ウ 狂犬病予防法に基づく登録及び定期予防注射を終了している犬であること
 - エ 伝染病疾患等がなく咬癖^{かみぐせ}のない犬であること

審査科目

審査科目は、足跡追及、臭気選別、その他特殊を行います。
（詳細は開催前に実施要領等で別に連絡します）

審査会実施日

福島県警察では、捜査嘱託犬の審査会を春（5月中旬頃）と秋（11月中旬頃）の年
2回実施しており、それぞれ審査会実施日の概ね2ヶ月前から警察署鑑識係で申し込みを受け付けています。

問い合わせ先

詳しくは、

最寄り警察署の鑑識係

福島県警察本部 024-522-2151(刑事部鑑識課 内線4625)

までお問い合わせ下さい。

※ 検定試験について

公益社団法人日本警察犬協会

P A H 1 (警察犬臭気選別第 1 作業)

P B H 1 (警察犬警戒第 1 作業)

P S H 1 (警察犬足跡追及第 1 作業)

P G H 1 (警察犬服従第 1 作業)

公益社団法人日本シェパード犬登録協会 ～

Z p r (種族訓育試験)

～専門作業 (足跡追及、物品の選別、防衛のいずれか)
服従作業

一般社団法人ジャパン・ケネル・クラブ ～

G D 1 (警備犬訓練試験 1)

～嗅覚作業 服従作業

I G P 1 (F C I 国際作業犬試験 1)

～足跡追及 服従 防衛

これらの資格以上のいずれかに合格した犬であること

(各団体の訓練試験詳細は、各団体へ御確認下さい。)